

職務の級の標準的な職務の内容及び職員の職務の級を決定する基準に関する規則

平成27年3月30日規則第39号

最終改正：令和6年7月19日規則第14号

第1条 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号。以下「条例」という。）

第5条第3項の規定による職務の級についての標準的な職務の内容及び条例第

6条第1項に規定する職員の職務の級を決定する場合の基準については、別に定める場合を除き、大阪市の例による。

2 前項の規定にかかわらず、大阪広域環境施設組合事務分掌規則（平成26年規則第4号）第2条第5項に定める職員の職務の級については別表に定めるところにより分類されるものとする。

第2条 この規則の実施に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月19日規則第14号）

この規則は、令和6年8月1日から施行する。

別表（第1条関係）

行政職給料表

職務の級	級別基準職務と同程度の職務
5級	技術主幹の職務